令和７年度４月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和７年４月２１日（月）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１２名（欠席１名）

１　三上　孝行	２　沖田　　浩	３　荒木　晃夫	４　服部　耕二
	６　服部　信彦	７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員　１１名（欠席４名）

１　山根　悦文	２　服部　鉄也	３　高橋　道明	
		７　川本　雅雄	８　東　　廣司
	10　三上　好文	11　小泉　幹雄	13　三田　　誠
13　上田　義憲	14　藤田　兼一	15　山﨑　　勉	16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第２号　町内の農地の賃借料情報の提供について

その他
(1) 事務連絡
・慶弔金徴収について

(2) その他

会議の概要

事務局長	昨年度は、皆様のご協力もありまして、地域計画の策定ができまして、皆様には一昨年度からいろんな調査とか、各地域での相談に応じて頂きまして、なんとか地域計画の策定にこぎつける事が出来ました。ただ、この地域計画も、これでおしまいではなくて、これからの進捗管理だったりとか、なかなか、やはり農業生産とか農地の維持の、継続というのが、いろいろと不安が出てくるというふうな時代になってまいりますんで、農業の××点であったり、集約化そういったものを、これから進めて行くには、やはり皆さんのこれからのこれが重要になってなってくるというふうに思っております。また地域計画の進捗管理につきましてこれまでも、これからもいろんな作業を、皆さんにもお願いするかと思いますけども、よろしくお願いしたいというふうに思っております。また、本年度は任期の最終年度ということもありまして、皆様にもこれからいろいろとご相談をさせて頂くこともあるかと思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。それではあの、昨年度は町長選もあって町の体制も変わりました。産業支援課につきましては、課は変わっとりませんが、やはり 4 月には、人事異動がありました。役場の庁内でも多数あったんですけども、産業支援課についても、異動がいくつか代わっておりますので、農業の担当につきまして、皆様にご紹介をさせていただけたらというふうに思います。 ～自己紹介中～　　※省略※
議　長	4 月になって、人事異動で産業支援課にも色々お世話になることが多いと思います。お世話になりながらも、やっていきたいと思います。４月に入って、寒い日もあって、天気の日はやっぱり暑くなって。寒かったなあと思うたら、こういう天気になって。あっという間に、田んぼの用意も進みだしまして、忙しいなあという感じにはなっとります。ちなみに、この話なんですけど。今年は雪が降って水がよけいあるだろう言うて。皆さん、言うてですが、なかなか山が後ろが短いもんで、なかなか水が大変な年になるんじゃないかなあ、というような気がして、皆さん方の方を心配しております。まあ、また、これからどんどん農作業の方が進んでいってくると思いますけど、色々とにかく気を付けて、皆さんにも気を付けるような啓発活動をして頂きまして、農作業の方をしっかりしていただいてもらいたいと思います。 それでは、本日の欠席者の報告を。5 番の種委員さんの方から欠席届の方が出とります。2 番の議事録署名委員の指名で、今月は 11 番宮本委員さん、から 12 番大石委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。早速ですが、議題の方に入っていきたいと思います。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。今月は 3 件上程されとります。事務局の方、読み上げの方お願い致します。
事務局	はい。それでは、読み上げをさせて頂きます。始めに申請番号 073-1。農地の所在は日貫××−×。登記地目が畑。面積が 65 ㎡。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして。申請番号 073-2。農地の所在が岩屋××。登記地目が田。面積が 621

	㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 376 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 405 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 33 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 1047 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 1040 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 144 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 261 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 231 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が畑。面積が 159 ㎡。同じく、岩屋××。登記地目が田。面積が 1268 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 305 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 497 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 533 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 453 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 327 ㎡。同じく、岩屋××-×。登記地目が田。面積が 17 ㎡。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人が■■■■さんです。 　続きまして、申請番号 073-3。農地の所在が和田××-×。登記地目が田。面積が 501 ㎡。同じく、和田××-×。登記地目が田。面積が 1537 ㎡。同じく、和田××-×。登記地目が田。面積が 155 ㎡。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人が▲▲▲▲さんです。以上、3 件です。
議　長	はい。ただいま、事務局より読み上げて頂きました。申請番号 073-1 の件に関しまして、荒木委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
3　番	失礼します。申請番号 073-1 の案件につきまして説明致します。4 月 18 日に渡人、○○○○さん。引受人の●●●●さん立会いにもと、山﨑推進さんと聞き取りをおこないました。○○○○さんと●●●●さんの間の関係でいうのは、○○○○さんが本家の方になりまして、●●さんが分家になります。2 人の関係は、従妹という事になります。場所の方ですが、県道 295 線の日貫川本線。福原集落の××に住むところになります。@@@@さん宅の裏になります。平成 25 年に豪雨災害以前は、家庭菜園程度の物を作ってたっていう事です。現在の方は、作付けの方はしておりませんが、いつでも再開出来る状態にはしてあるという事です。チェックシートに照らし合わせたところ、何の問題ないと思いますので、ご審議の方どうぞよろしくお願い致します。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。山﨑推進委員さん、何か付け加えたりすることがありますか？
推 15 番	別にございません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。ただ今、説明して頂きましたけど、この件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願いします。 （意見質問なし）
議　長	ございませんか？　ないようですので、それでは採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-1 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 　続きまして、申請番号 073-2 の件に関しまして、沖田委員さん。現地での調査及

	び聞き取りの報告の方をお願い致します。
2　番	はい。失礼します。073-2 の 3 条の無償の所有権移転の案件についてご説明致します。場所は、ちょっと地図を見て、ご説明致します。出羽地内から広島県の吉田まで、県道 6 号が走っていますが、その県道 6 号を岩屋地内から雪田地内へ抜ける農道が出来とりますが、その途中になります。近くには週休二日村とか、ありますので、そこら一体を地図を見てもらう今回の案件になります。この議案は、4 月の 18 日に譲受人の■■■■さん。ご夫婦で来ておられましたが、その方に立ち会って頂きまして。それから、ここ岩屋の□□さん。以前は、□□□□さんのお母さんが一人で住んでおられましたが、その時に、岩屋集落の＊＊さんっという方に、委託をされて農地の作業をしてもらっておられました。その＊＊さんも、前の日に立ち会って頂きまして。それから、推進委員さんの川本雅雄さん。それから私の 5 人で、現地確認及びこれに基づいた聞き取りをさせて頂きました。筆数が大変多いですが。この中で、××-×、×、×。それから、××-×、×。それから、××が一応水稲として、田の形状で引き継がれるそうです。あとは、草刈り程度の管理と畑を少し、■■さんはやっていきたいと言っておられました。■■さん夫妻は、現在は高原の田の原に住んでおられまして、ここまで、時間で 15 分から 20 分。車で、車で通って来られるんですが、機械等は、今回立ち会って頂きました＊＊さんが耕作に必要な、トラクター、それから田植え機、コンバイン、草刈り等のものは全部■■さんに譲られるそうですので、機械は一応全部揃っているとの事でした。チェックシートに色々照らし合わせましたが、問題ないと思いますのでどうかよろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。川本推進委員さん。何か付け加えること・・。
推 7 番	何もありませんので、よろしくお願い致します。
議　長	ありがとうございます。ただいま、申請番号 073-2 に関しまして説明して頂きました。この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 はい。どうぞ。
6　番	いいですか？あの、もう□□さん。こちらへは帰って来られないんですか？
2　番	そうです。体の方が広島で、もう生活権を持っておられますんで、こちらには、もう帰られなくて、家と山と数分だけの農地、全部を一丁■■さんの方に譲られるそうです。
6　番	家もですか？
2　番	そうです。
6　番	はあ。それで、あの＊＊さんていう方がやってらっしゃってたって聞いたんですけど。辞められる、きっかけっていうのは何か？無償で譲るからやるって事なんですか？それとも、＊＊さんとしてはやってたわけですから。その辺の兼ね合いはどうなんかなあっていうふうに。機械も全部譲られる話だったんで。そうかなっていう気がするんですけど。今まで耕作していた人に行くんじゃなくて、違う第三者の方に譲られるというケースなんで。その辺、＊＊さん。何か、どのように思ってらっしゃるのかなっていうか。ちょっと。普段ならね、やっていた人にそのまま譲る

	パターンが多いじゃないですか。それが、まるっきり違う第三者に譲られるって事になってるんで。ちょっと、その辺の経緯っていうのは変ですけど。＊＊さん的にはいいよ、っていうようなことだとは思うんですけど、機械も含めて。お譲りするっていう事だったんですが。ちょっと、どういう内容か教えて頂ければと思います。
２　番	＊＊さんは、岩屋地内に住んでおられまして、＊＊さん家田の本来の所有の土地も結構持っておられまして。岩屋にも￥￥￥￥という法人がありまして、そこの法人の会員でもあります。自分の家の方の農地もかなりの面積がありますんで、ここは＊＊さんの先ほど言った、お母さんが高齢で、なかなか農地を荒らしてもいけんというて、お母さんが一応何年か＊＊さんが頼まれて、ここをやっておられた経緯があります。その時に、一応自分の家から農機を全部運ぶいうのも、ちょっと難しいんで、一応手前で揃えられたそうです。ここの＊＊さん用に。それで今回、ちょうど■■さんが、今のように、ここでちょっとやりたい。いう事で、話がありましたんで。＊＊さんが、一応こっから、それなら手を引いて機械ごと全部譲ろうかいう話で、今回の話になりました。ですから、＊＊さんは自分の自宅の周りにかなり面積があるんで。ここもなかなか、もう自分も年を取ってきたし、なかなか難しい面もあるんで、そういう話で一緒に渡してもらえばという話じゃあったです。
６　番	はあ。分かりました。
議　長	他に、ご質問ございますでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 073-2 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-3 の件に関しまして、椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します
７　番	申請番号 073-3 の田。△△△△さんから、▲▲▲▲さんへの農地の譲渡の申請についての説明でございます。申請場所は、瑞穂地域、高原地区の谷川集落にあります。高原地区と羽須美地区を結ぶ農面道から入る町道和田吉時線沿いにあります。元谷川集落はここにあります。ここに地図の真ん中を走っているのが、町道の和田吉時線であります。地図に＆＆さん。これ＆＆さんあたりますけど。これ△△さんの実家であり、申請地、それから＆＆さん。地図にありますけども、△△さんの実家の地図。こういう配置になっております。譲渡人の△△△△さん。お父さんの代に、登記を離れられまして、お爺さんが亡くなられ、実家は空き家状態でした。現地確認に伺ったとき、家は解体作業をされておりまして、お聞きしましたところ墓じまいを済まされて、△△さん。当地には、もう帰られないそうでございます。譲渡受人の▲▲▲▲さんは、石見地区に在中です。％％％％に勤務され、邑南重要生産組合の一員として造林用苗木を作っておられるそうです。申請地は、既に▲▲さんが頼まれて 10 年以上、管理されとります。申請の中の 3 筆の一番広い××-×ですか？これが、▲▲さんの家族。実家の父母の、容量ながらの、今年度ハウスで種から容量を作り、それらでそちらを矢上地区の果樹団地いうんで買ったいうんです

	か。あの病型と呼ばれる畑の中に移植して、約2年間。すべて出荷されているそうです。今回は、△△さんの方から農地の譲渡の申し込みがあり、▲▲さんが受けられるという形で。チェックシートの関係で、調和の要件などありますけど、変わることはありません。よろしく、ご審議ください。なお、17日。推進委員の東さんと、現地確認と▲▲さんに面談をしております。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。東推進委員さん。何か付け加えたり意見がございますでしょうか？
推8番	付け加えることございません。審議の方、よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。先程、073-3の件に関して説明して頂きましたけど。この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 （意見質問なし ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号073-3の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について。今月は、1件上程されてます。事務局の方、読み上げをお願い致します
事務局	はい。それでは、申請番号が074-1。農地の所在は、市木××-×。登記地目が畑。面積が57㎡。申請人は☆☆☆☆さんです。転用目的は、物置です。所要面積は、土地造成が57㎡。物置が11.67㎡です。転用の理由は、物置を設置したいです。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項ただし書きにより許可できるものと判断しております。また、追認の案件ですので顛末書の方が添付されております。以上、1件です。
議　長	はい。ありがとうございます。読み上げをして頂きまして、審議の方に入りたいと思います。申請番号074-1の件に関しまして、高木委員さん。現地での調査、及び面談の報告をお願いします。
１３番	はい。よろしくお願いします。先日、現地の方確認してまいりました。扱いが、◆◆司法書士の扱いとして挙がっております。経緯を司法書士の方に確認しましたら、昭和46年頃に建てられたものだという事で、随分長い間ほったらかしにされとって、お父様がそれを行われたらしいんが。☆☆さんが、代を継いで、あれこれ聞いていくと、これが農地法にかかるという事で、慌てて司法書士の方に頼まれたという事です。本人は広島の方で生活をされてまして、こちらの方には、たまに帰って来る程度で、あまり縁がないという形になっております。実際、場所はちょうど市木から小林、田所の方に抜けていく間の道です。こっから、今、三角の斜線がある所から、少し下がった所に、今度下に向いて道がついていますが。これが、××抜けるための、三坂へのバイパスの道になっとります。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。日高推進委員さんは？
１３番	本日、お休みです。
議　長	はい。それでは、ただいま説明して頂きましたけど。この件に関しまして、ご質

	問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 （意見質問なし）
議　長	質問ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 074-1 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 議案の方は、以上ですが。報告の第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について。11 件ございますけど、読み上げは致しません。何か質問あれば、挙手をして質問の方をお願い致します。 ～ご覧中～
議　長	特に質問の方はございませんか？　ないようでしたら、次、報告の第 2 号の方にいきたいと思います。報告の第 2 号、町内の農地の賃借料の提供について。資料が・・・。説明はしてもらえます？
事務局	はい。資料別で本日お配りさせていただいております、1 枚紙のこちらの資料になります。町内の農地の賃借料情報という事で、毎年 4 月に報告をさせて頂いております。令和 6 年中に締結された利用権設定の 10a 当たりの有償、無償の件数と。有償、無償ごとの表になりまして、羽須美、瑞穂、石見でそれぞれ分けております。見て頂ければと思うのですが、農業法人さんとかが無償で、利用権の設定等をされるっていうのが、更新ですね。元々借りている、更新されたりっていうのが多くてですね。無償の利用権設定の件数の方が増えております。逆にですね、瑞穂地域の方で有償の物が多く見受けられるんですけれども、これについてはですね。亀谷の。農業委員会の方でも以前、説明があったと思うんですけども。亀谷の方で、葡萄用のハウスをですね。される、にあたって。新規就農者等が入るにあたって、有償で利用権。中間管理機構を通して貸し借りを行ったというので、あそこが何名か所有者でハウス団地のようになっておりますので、その関係で瑞穂地域。有償の利用権設定の方が、増えているというような状況となっております。説明としては以上です。
議　長	はい。何か聞いてみたい事がございましたら・・・。ないようでしたら、 次の 4．の （その他） (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、5 月 21 日（水）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印